

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和元年11月28日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第26条の6第1項第2号中「身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下これらを「身体障害者等」という。）」に、「身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者」を「身体障害者等」に、「身体障害者、」を「身体障害者等、」に、「身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に改める。

第32条第1項第2号中「身体障害者又は精神障害者」を「身体障害者等」に、「身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者」を「身体障害者等」に、「身体障害者、」を「身体障害者等、」に改める。

附則第24項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度」を「令和2年度」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度」を「令和3年度」に改め、同項を附則第27項とし、同項の次に次の3項を加える。

（種別割の賦課徴収の特例）

- 28 町長は、種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が第25項から第27項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 29 町長は、納付すべき種別割の額について不足額があることを第29条の納期（納期の延長があったときは、その延長された納期）後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定（第30条及び第31条の規定を除く。）を適用する。
- 30 前項の規定の適用がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これ

に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第23項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度」を「令和2年度」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度」を「令和3年度」に改め、同項を附則第26項とする。

附則第22項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度」を「令和2年度」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度」を「令和3年度」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第21項を附則第24項とし、附則第16項から附則第20項までを3項ずつ繰り下げ、附則第15項の次に次の3項を加える。

16 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

17 神奈川県知事は、当分の間、第15項の規定により賦課徴収を行う環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを第26条の5第1項に規定する申告納付の期限（申告納付の期限の延長があったときは、その延長された申告納付の期限）後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する。

18 前項の規定の適用がある場合における納付すべき環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第22項から第24項までの改正規定（附則第22項を附則第25項とする改正規定、附則第23項を附則第26項とする改正規定及び附則第24項を附則第27項とする改正規定は除く。）は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の葉山町税条例附則第25項から第27項までの規定は、令和2年度分の種別割から適用し、令和元年度分までの種別割については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 三輪以上の軽自動車の取得者に課する環境性能割及び軽自動車等の所有者に課する種別割の減免について、適用の対象を明文化することとした。
- (2) 三輪以上の軽自動車の環境性能を不正に申告し、環境性能割及び種別割の税額に不足分が生じた場合における当該不足分の徴収について規定することとした。
- (3) 環境負荷の軽い三輪以上の軽自動車に対する種別割の軽減措置を、令和 2 年度及び令和 3 年度も行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、上記 (3) は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号 (環境性能割の減免)</p> <p>第26条の6 町長は、次の各号のいずれかに該当する三輪以上の軽自動車のうち、必要があると認めるものについては、その取得者に課する環境性能割を減免することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(以下これらを「身体障害者等」という。)</u>が取得する軽自動車(身体障害者等と生計を一にする者が取得する軽自動車を含む。)で、当該<u>身体障害者等、当該身体障害者等</u>のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略) (種別割の減免)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、当該軽自動車等の所有者等に課する種別割を減免することができる。</p>	<p>○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号 (環境性能割の減免)</p> <p>第26条の6 町長は、次の各号のいずれかに該当する三輪以上の軽自動車のうち、必要があると認めるものについては、その取得者に課する環境性能割を減免することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)</u> <u>又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)</u> が取得する軽自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が取得する軽自動車を含む。)で、当該<u>身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)</u>のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略) (種別割の減免)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、当該軽自動車等の所有者等に課する種別割を減免することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>身体障害者等が所有する軽自動車等（身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18才未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</u></p>
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>
<p>16 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う環境性能割の賦課徴収に関し、<u>三輪以上の軽自動車</u>が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける<u>三輪以上の軽自動車</u>に該当するかどうかの判断をするときは、<u>国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>17 神奈川県知事は、当分の間、第15項の規定により賦課徴収を行う環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを第26条の5第1項に規定する申告納付の期限（申告納付の期限の延長があったときは、その延長された申告納付の期限）後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、<u>国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定に</u></p>	<p>(新規)</p>

改正後	改正前						
<p>よりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する。</p>							
<p>18 前項の規定の適用がある場合における納付すべき環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	(新規)						
<p>19～24 (略)</p>	16～21 (略)						
<p>25 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和2年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="174 799 1066 847"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	<p>22 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1180 799 2072 847"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					
<p>26 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和2年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="174 1254 1066 1302"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	<p>23 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1180 1254 2072 1302"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					
<p>27 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで</p>	<p>24 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</p>						

改正後	改正前						
<p>の間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和2年度分の種別割に限り、当該軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>						
<table border="1" data-bbox="174 402 1066 443"> <tr> <td data-bbox="174 402 551 443">(略)</td> <td data-bbox="551 402 801 443">(略)</td> <td data-bbox="801 402 1066 443">(略)</td> </tr> </table> <p>(種別割の賦課徴収の特例)</p>	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1180 402 2072 443"> <tr> <td data-bbox="1180 402 1556 443">(略)</td> <td data-bbox="1556 402 1807 443">(略)</td> <td data-bbox="1807 402 2072 443">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					
<p>28 町長は、種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が第25項から第27項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>(新規)</p>						
<p>29 町長は、納付すべき種別割の額について不足額があることを第29条の納期（納期の延長があったときは、その延長された納期）後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定（第30条及び第31条の規定を除く。）を適用する。</p>	<p>(新規)</p>						
<p>30 前項の規定の適用がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>(新規)</p>						